

平成 6 年度研究調査助成募集要項

財団法人 日本証券奨学財団

1. 趣旨

この助成金は、学術文化の研究調査に従事している者に対し、その研究調査を奨励し、学術の振興をはかり、もって社会の発展と福祉に寄与することを目的として給付する。

2. 対象者

助成の対象となる者は、大学において学術文化の研究調査に従事している個人又はグループとし、その研究者の年齢は55歳以下とする。

(注) グループは、大学間にまたがってよい。また、その代表者又はこれに準ずる者の年齢は55歳以下に限らない。

3. 研究調査分野の範囲

助成の対象となる研究調査の部門は、次のとおりとする。法律学、経済学、社会学、理学及び工学

(1) 法律学、経済学及び社会学については、国際化や科学技術の高度化に伴って生ずる諸問題など、現在の重要課題に関する研究を重視する。

(2) 理学及び工学については、新素材及び環境改善に関する萌芽的研究を重視する。

(注) 研究調査は、

(1) 上記の部門の範囲内であれば、異なる学問の領域にまたがるものであってもよい。

(2) 繼続中のものでも新規のものでもよい。

(3) 他の機関から助成金を受けている場合及び申請中の場合には、その旨を明記すること。

4. 助成金の額

平成 6 年度の助成総額は、6,000万円とし、研究調査 1 件につき 100 万円程度の助成を行う。なお、特に必要と認められる場合は、300 万円の範囲内で助成を行う。

5. 助成金給付の時期

助成金は、決定通知後 1 か月以内に給付する。

6. 助成金受給者の義務

(1) 助成金受給者は、研究調査終了後 1 か月以内に研究調査の結果並びに支出の各概要を本財団所定の書式により報告しなければならない。

(2) 助成金受給者のうち、研究調査期間が受給後 2 年以上にわたる者は、1 年経過するごとに、その

1 か月以内に研究調査の経過の概要を本財団所定の書式により報告しなければならない。

(3) 助成金受給者は、所期の成果を収めることが困難となったとき、又は研究調査の継続が困難となったときは、書面により速やかに報告しなければならない。

(4) 研究調査の成果の発表に際しては、財団法人日本証券奨学財団 (The Japan Securities Scholarship Foundation) の助成金を受けた旨を明記しなければならない。

7. 助成金給付の決定及び通知

助成金給付の決定は、研究調査助成選定委員会の選定を経て理事会が行い、理事長がその結果を11月上旬頃書面により申請者に通知する。

申請書の審査にあたり、委員会において必要と認めた場合は、実施計画等について説明を求めることがある。

8. 申請手続

(1) 申請の方法

本財団所定の申請書に所属機関の長の推薦書及び同じ専門の学者の推薦書を添えて提出する。

(申請は 1 大学 1 部門につき、2 件以内とするよう、学長にお願いしております。)

(2) 申請書提出期間

平成 6 年 6 月 1 日から 8 月 19 日まで。

(3) 申請書提出先

財団法人 日本証券奨学財団

東京都中央区日本橋茅場町 1 丁目 5 番 8 号

東京証券会館 3 階 (郵便番号 103)

(電話 東京 (03) 3664-7113)

9. 研究調査の成果の発表等に対する助成

上記 6. により結果報告書を提出した者のうち、研究調査の成果が特に優秀であると認められる者について、申請に基づき当該成果の発表等に係る経費を助成する。

10. 助成金により購入した文献、器具等

本財団の助成金により購入した文献、器具等は、原則として研究終了後は当該研究機関へ寄付する。